

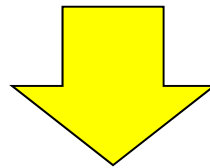
# (参考資料)

1. PFIの概要	.....	28
2. 最近の動向		
・PFI事業の実施状況	.....	36
・PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン	.....	40
・ガイドライン	.....	42
・民間提案制度	.....	43
・公共施設等運営事業	.....	44
・株式会社民間資金等活用事業推進機構	.....	46
3. PFI事業に係る地方公共団体支援	.....	49

# PFI(民間資金等活用事業)

PFI (Private Finance Initiative)とは

公共施設等の建設、維持管理、運営等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより、同一水準のサービスをより安く、又は、同一価格でより上質のサービスを提供する手法。  
「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(PFI法)に基づき実施。



○ 民間の資金、ノウハウ等の活用により、公共施設等の整備等にかかるコストの縮減。

○ 国・地方とも財政状況の厳しい中で、真に必要な社会資本整備を公的資金のみでなく、民間の資金やノウハウを活用することにより効率的に進め、経済活性化及び経済成長を実現。

# PFI法の概要

(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号))

## 目的(第1条)

民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して公共施設等の整備等の促進を図るための措置を講ずること等により、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もって国民経済の健全な発展に寄与する

## 対象施設(公共施設等)(第2条)

公共施設(道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園等)  
公用施設(庁舎、宿舍等)  
賃貸住宅及び公益的施設(教育文化施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、駐車場等)  
情報通信施設、熱供給施設、研究施設等  
船舶、航空機、人工衛星等

## 公共施設等の管理者等(第2条)

各省各庁の長(衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長含む)  
地方公共団体の長  
独立行政法人、特殊法人その他の公共法人

## 基本方針(第4条)

特定事業の実施に関する基本的な方針(閣議決定)

## 株式会社民間資金等活用事業推進機構(第31条~第67条)

利用料金を自らの収入として徴収する公共施設等の整備等に対して出融資等を実施

## PFI推進会議(第81条)

会長:内閣総理大臣 委員:国務大臣  
基本方針の案の作成、関係行政機関相互の調整

## PFI推進委員会(第83条)

委員:学識経験者から内閣総理大臣が任命(9名)  
基本方針の審議、PFIの実施状況の調査審議

## 事業の実施

実施方針の策定・公表(第5条)

民間事業者による提案(第6条)

特定事業の選定(第7条)

VFM評価(第11条第1項)

民間事業者の選定(第8条)

総合評価方式が原則(第11条第2項)

選定事業の実施(第14条)

公共施設等の管理者等

選定事業者

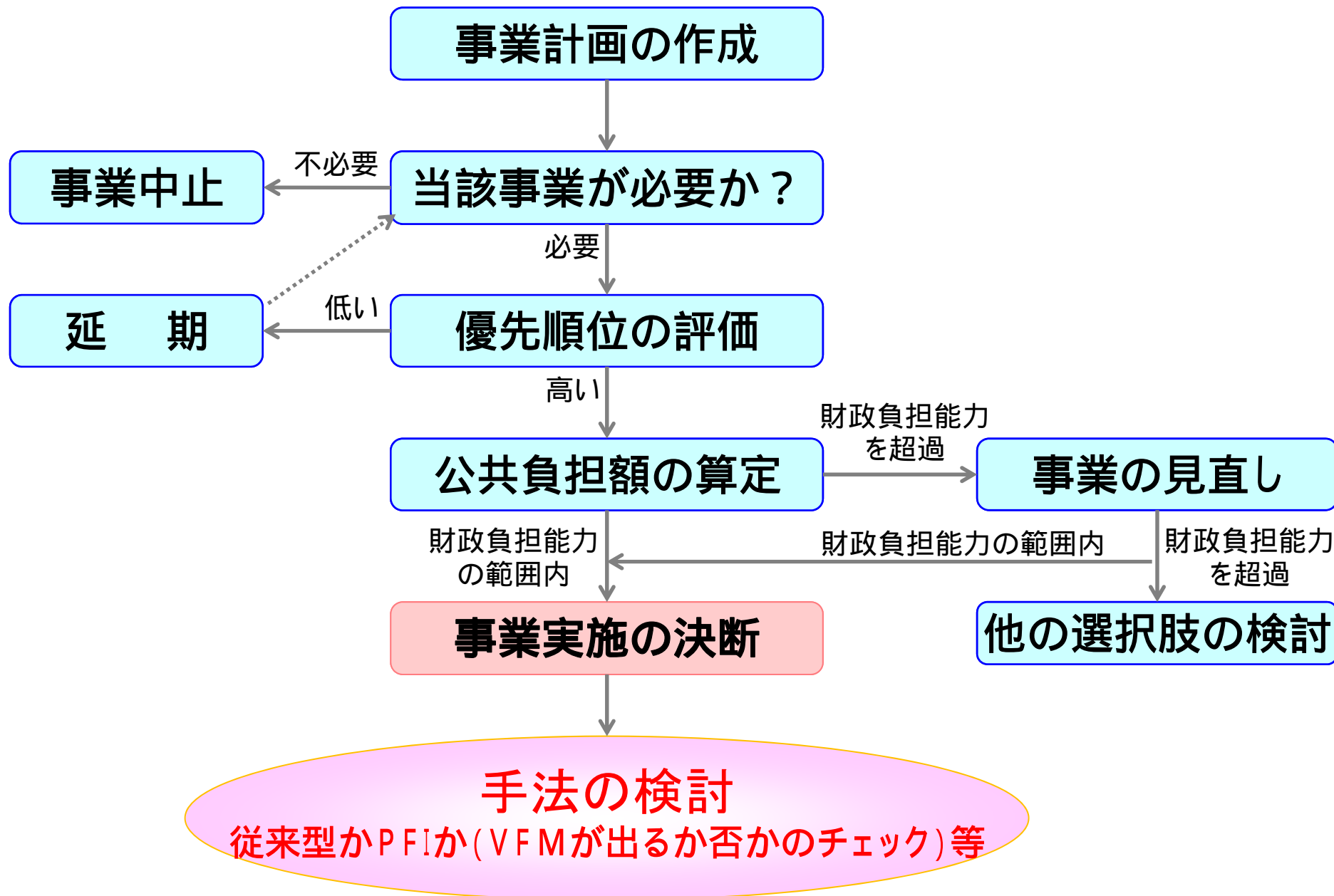
## 公共施設等運営権方式(第16条)

利用料金の徴収を行う公共施設等について、施設の所有権を公共施設等の管理者等が有したまま、運営権を民間事業者に設定する方式

## 支援措置等

国の債務負担5年 30年(第68条)  
行政財産の貸付け(第69条、第70条)  
PFI事業に供するため、国・地方の行政財産(土地・建物等)の貸付けが可能。  
国公有財産の無償使用等(第71条)  
PFI事業に供するため、国公有財産の無償・低廉な対価での使用が可能。

# PFIに至る判断プロセス



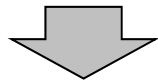
# VFMとは

## VFM (Value For Money )

支払に対するサービスの価値  
VFMの最大化がPFI事業の目的の一つ

## VFMがある(出る)

公共がサービスを直接提供するよりも、民間に委ねた方が効率的

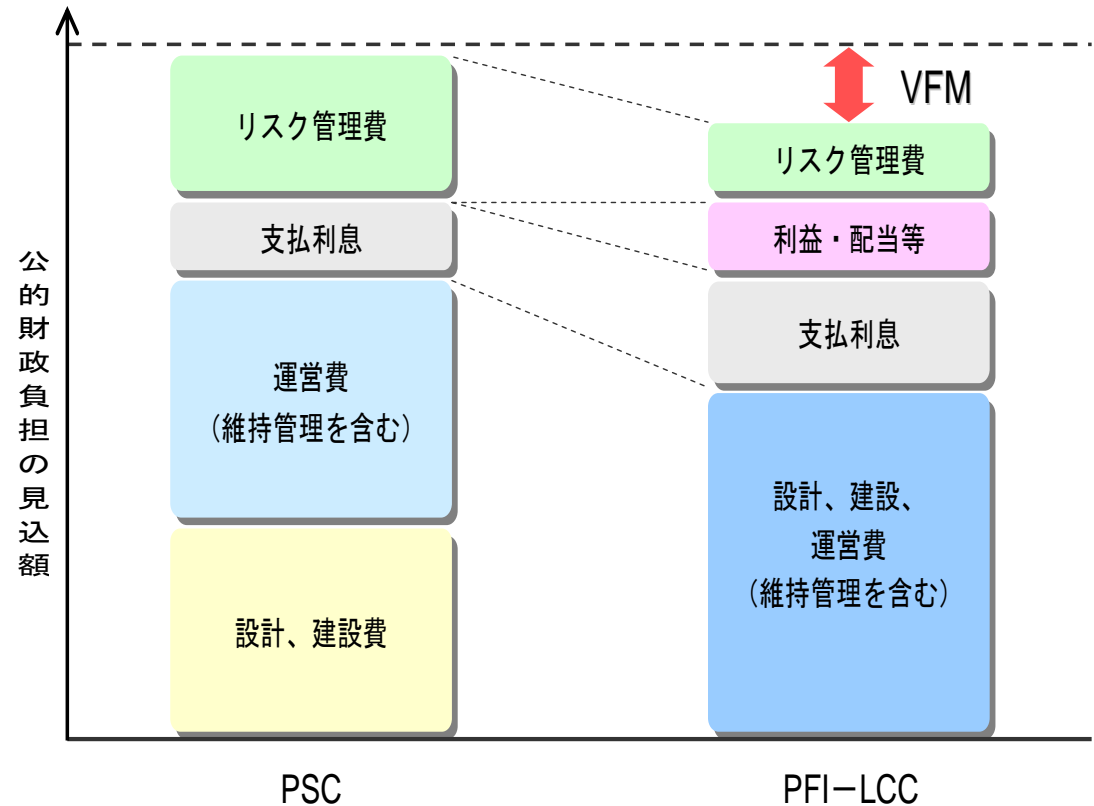


同一水準のサービスをより安く  
同一価格でより上質のサービスを

## VFMの源泉

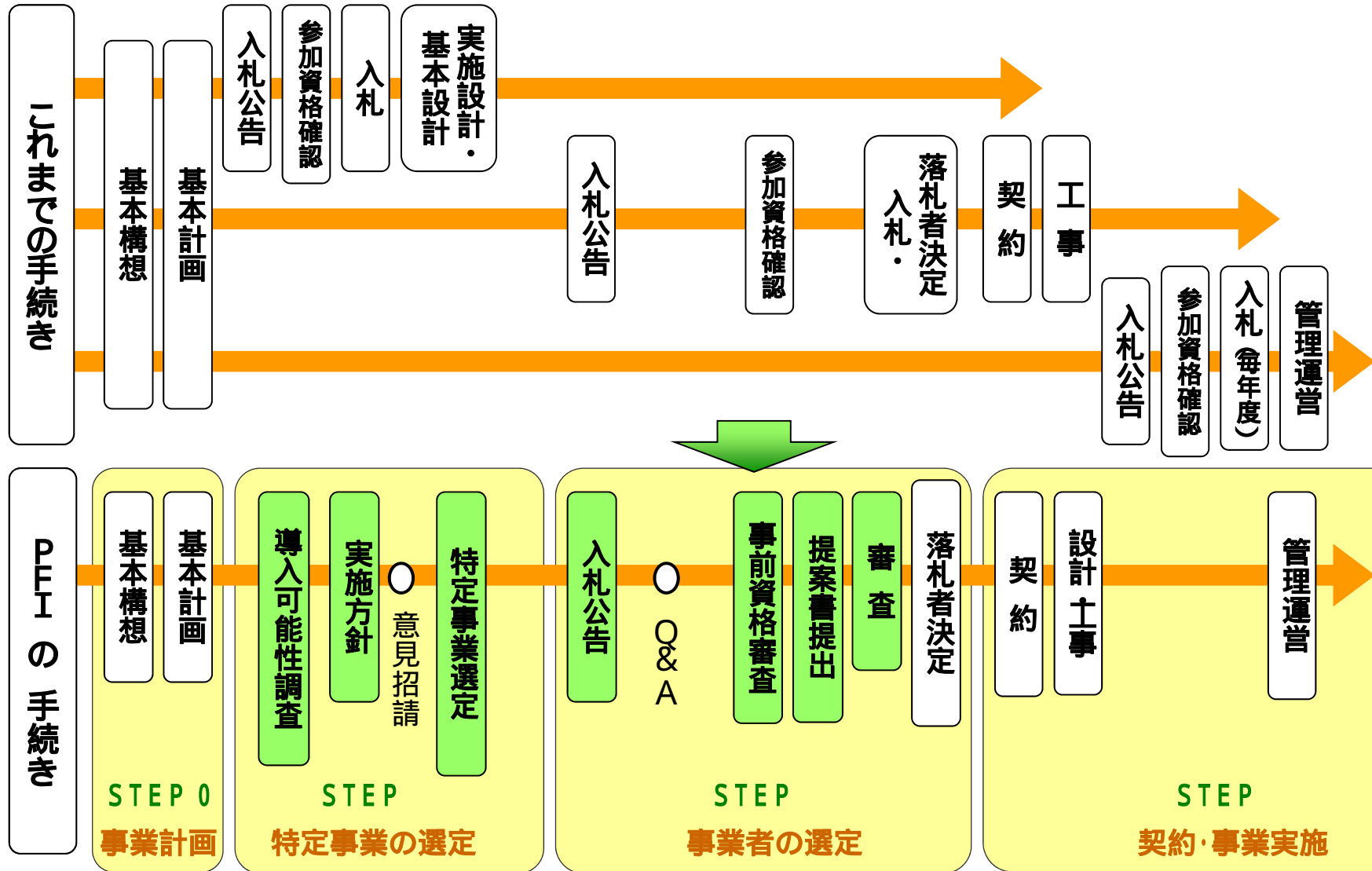
性能発注  
リスクの最適配分  
業績連動支払い  
競争原理

同一の公共サービスの提供水準の下で  
評価する場合

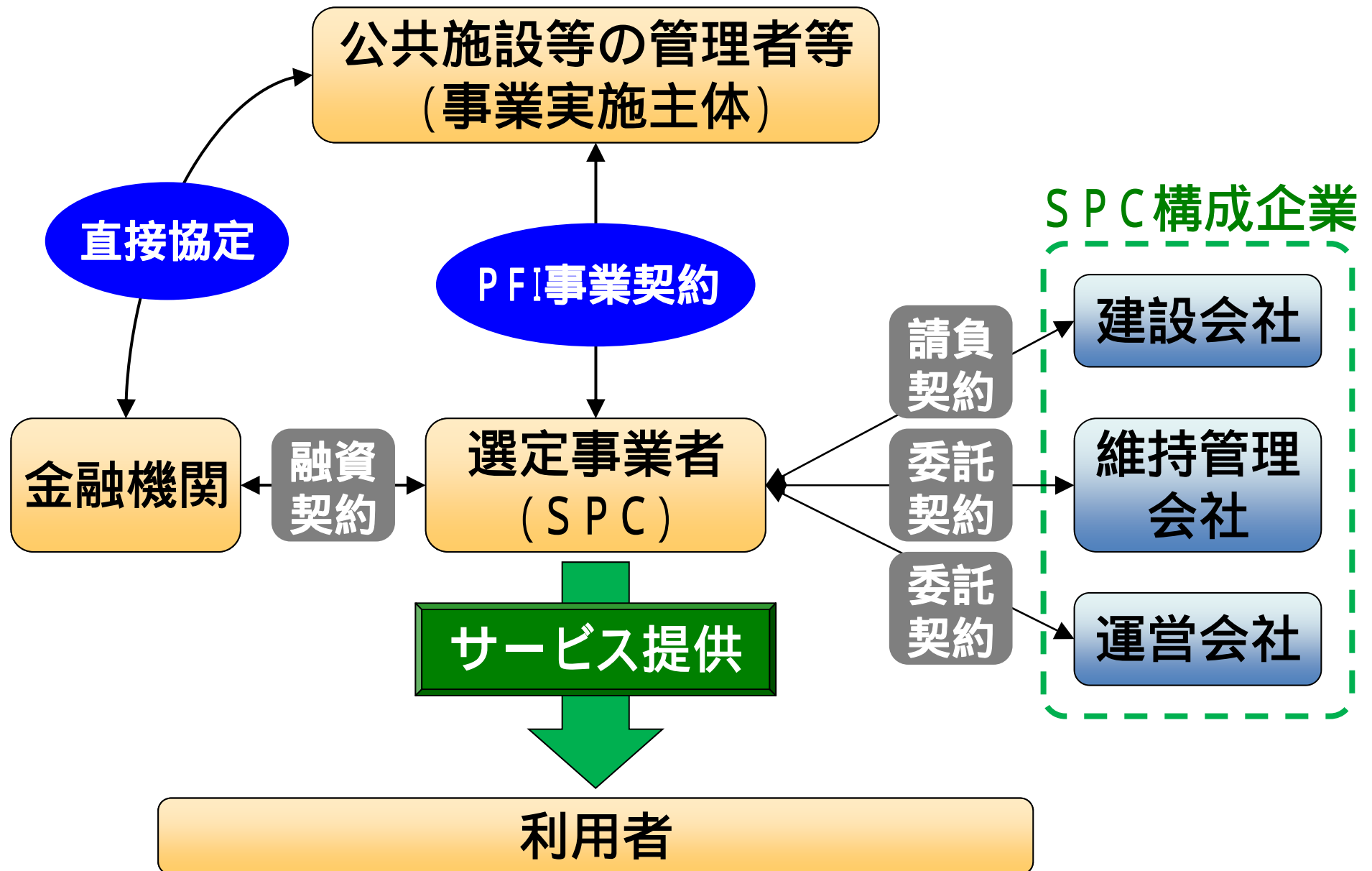


LCC: 設計・建設費、事業期間中の維持管理費・運営費等事業に関わるすべての費用(ライフサイクルコスト)  
PSC: 公共自らが実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値  
PFI-LCC: PFI事業として実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値

# PFIのプロセス



# PFIの一般的な事業スキーム



# PFI事業の実施状況

## 事業数及び事業費の推移(累計) (平成25年3月31日現在)



- (注1) 事業数は、内閣府調査により実施方針の公表を把握している事業の数であり、サービス提供期間中に契約解除又は廃止した事業及び実施方針公表以降に事業を断念しサービスの提供に及んでいない事業は含んでいない。
- (注2) 事業費は、実施方針を公表した事業のうち、事業者選定により公共負担額が決定した事業の当初契約金額であり、内閣府調査において把握しているものの合計額。



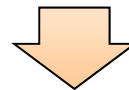
# PFI事業の実施状況

我が国におけるこれまでの約14年間のPFI導入実績 (平成11年度～24年度末)

国、地方公共団体等で実施方針等が公表された  
418件のうち、事業者決定等により公共負担額が  
決定したものは、

400件、4兆2,477億円の事業規模

7,833億円のVFMあり



PFI導入により、  
国、地方公共団体等を通じた国全体の財政再建に寄与

# PFI事業の実施状況

## 分野別実施方針公表件数

(平成25年3月31日現在)

分野	事業主体別			合計
	国	地方	その他	
教育と文化(文教施設、文化施設等)	1	102	35	138
生活と福祉(福祉施設等)	0	19	0	19
健康と環境(医療施設、廃棄物処理施設、斎場等)	0	73	2	75
産業(観光施設、農業振興施設等)	0	13	0	13
まちづくり(道路、公園、下水道施設、港湾施設等)	7	43	0	50
安心(警察施設、消防施設、行刑施設等)	7	14	0	21
庁舎と宿舍(事務庁舎、公務員宿舍等)	45	10	1	56
その他(複合施設等)	6	40	0	46
合計	66	314	38	418

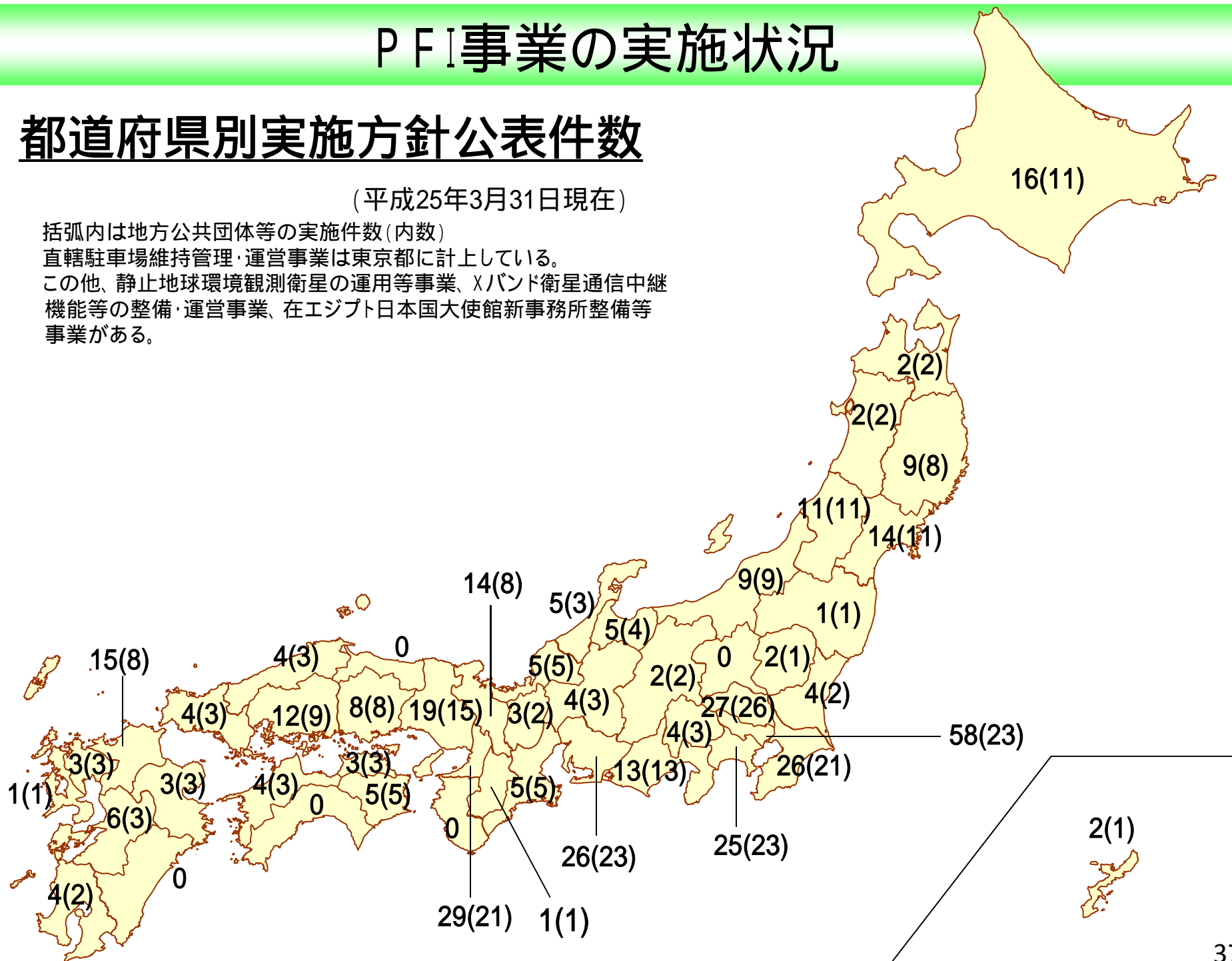
(注1) サービス提供期間中に契約解除又は廃止した事業及び実施方針公表以降に事業を断念しサービスの提供に及んでいない事業は含んでいない。

# PFI事業の実施状況

## 都道府県別実施方針公表件数

(平成25年3月31日現在)

括弧内は地方公共団体等の実施件数(内数)  
直轄駐車場維持管理・運営事業は東京都に計上している。  
この他、静止地球環境観測衛星の運用等事業、Xバンド衛星通信中継機能等の整備・運営事業、在エジプト日本国大使館新事務所整備等事業がある。



# PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン(概要)

民間と地域の双方にとって魅力的なPPP/PFI事業として、今後10年間(平成25~34年)で12兆円規模に及ぶ下記の類型による事業を重点的に推進することとし、目指す類型ごとの事業規模及びその推進のための具体的取組は、下記のとおり。

## (1) 公共施設等運営権制度を活用したPFI事業 : 2~3兆円

< 具体的取組 >

空港、上下水道事業における運営権制度の積極的導入 等

## (2) 収益施設の併設・活用など事業収入等で費用を回収するPFI事業等 : 3~4兆円

< 具体的取組 >

高速道路(特に大規模改修が必要な首都高)など、公共施設の維持・更新にPPP的手法の導入検討 等

## (3) 公的不動産の有効活用など民間の提案を活かしたPPP事業 : 2兆円

< 具体的取組 >

民間提案に係るガイドラインの発出や提案窓口の整備  
政府横断的な案件形成支援のため、英国のInfrastructure UKを参考とした官民連携体制の構築 等

## (4) その他の事業類型(維持管理・更新等における業績連動の導入、複数施設の包括化等) : 3兆円

10~12  
兆円<sup>\*</sup>

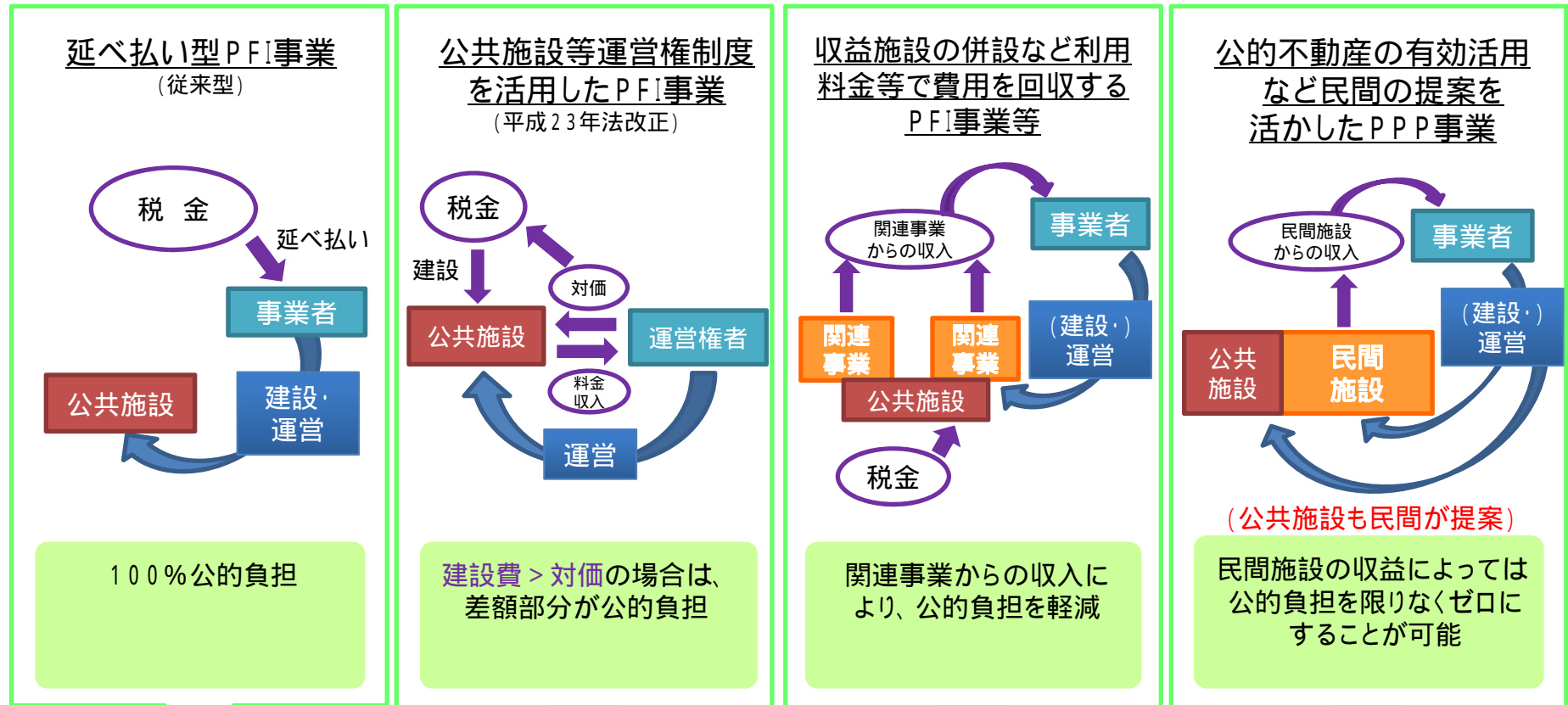
### < (1)~(4)の類型を通じた具体的取組 >

- PPP/PFIの抜本改革に重点的に取り組む各省庁及び地方公共団体に対する適切な評価を踏まえた各種補助金・交付金の重点化 等

※事業規模目標については、民間の提案、イニチアチブを最大限尊重することから、具体の事業計画を精緻に積み上げたものではなく、各府省による取組の推進やインフラ投資市場の活性化等が図られることを前提に、官民で共有するべきものとして設定したものである。

# PPP/PFIの事業類型

: 民間投資



**民間の創意工夫・シナジー効果**

# ガイドライン

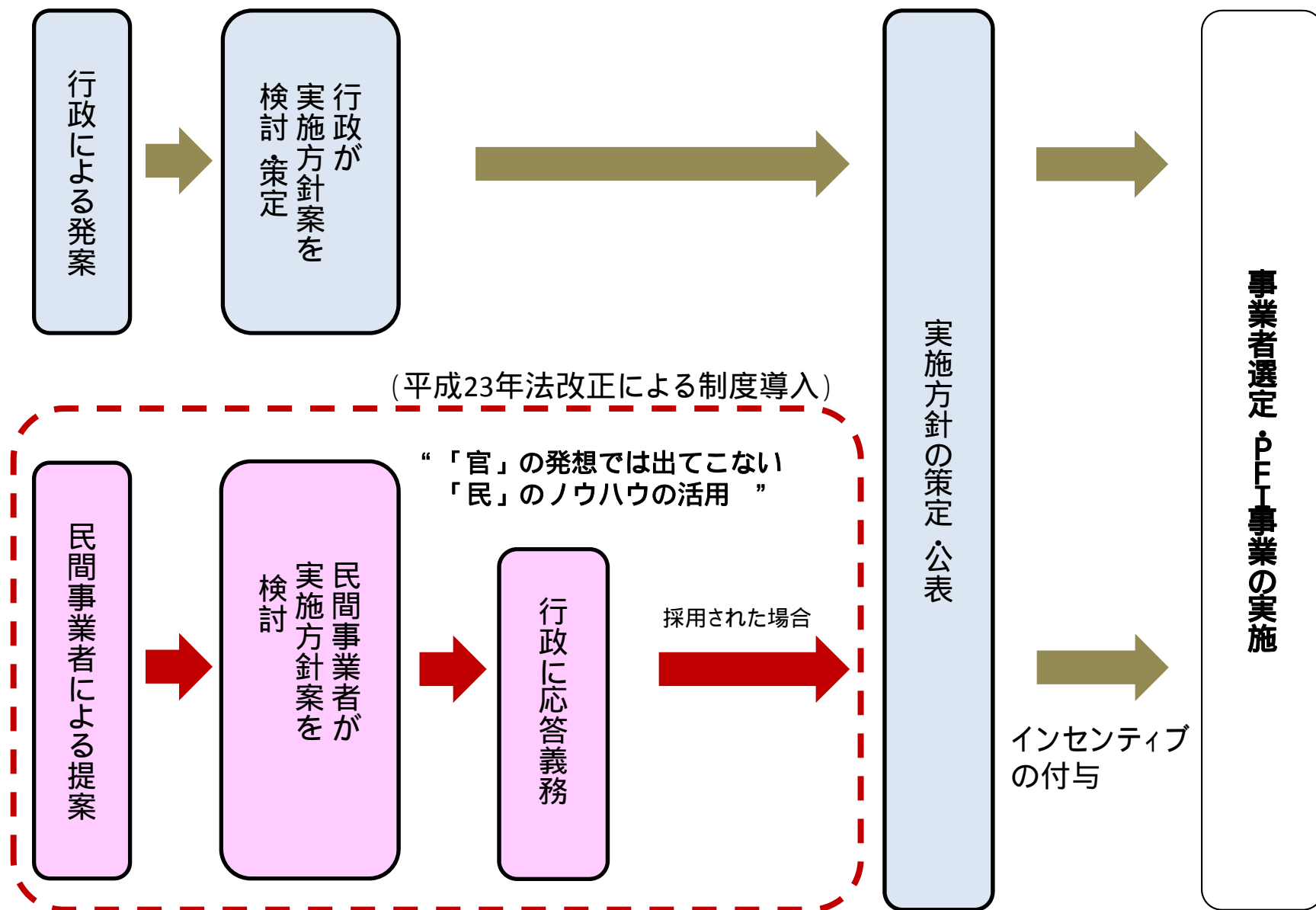
## ガイドラインとは

制度の趣旨、手続の概要、契約における主な規定内容、留意点等についての実務上の指針をとりまとめたもの

## ガイドライン一覧

PFI事業実施プロセスに関するガイドライン  
PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン  
VFM (Value For Money) に関するガイドライン  
契約に関するガイドライン  
モニタリングに関するガイドライン  
公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関する  
ガイドライン

# 民間提案制度



# 公共施設等運営事業

## 公共施設等運営権

管理者等が有する施設所有権のうち、公共施設等を運営して利用料金を収受する(収益を得る)権利を切り出したもの

## 公共施設等運営事業

公的主体が所有権を有している施設であり、

- ・既存施設のみでなく、新設して公的主体に所有権を移転する場合も該当
- ・施設の敷地の所有権まで有する必要はない

利用料金を徴収する施設について、

- ・独立採算型等であることが必要

運営等を行い、利用料金を自らの収入として収受する事業

- ・施設を運営・維持管理することは含まれるが、建設は含まれない
- ・施設を新設する場合には、通常のPFI事業で民間事業者が建設を行った後に、当該事業者運営権を設定することが想定



# 公共施設等運営権の活用が想定される事業

## 関西国際空港・大阪国際空港

可能な限り速やかに(早ければ2014年度にも)公共施設等運営権の設定(いわゆるコンセッション方式によるPFI事業)を行うため、これに向けたマーケットサウンディング、仕組みの詳細検討、選考手続等の着実な実施。



【関西国際空港】



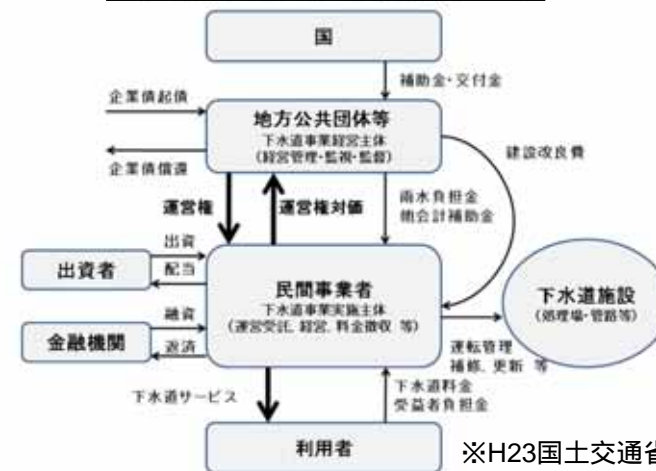
【大阪国際空港】

## 下水道事業



【下水処理場の例】

### 想定される事業スキーム※

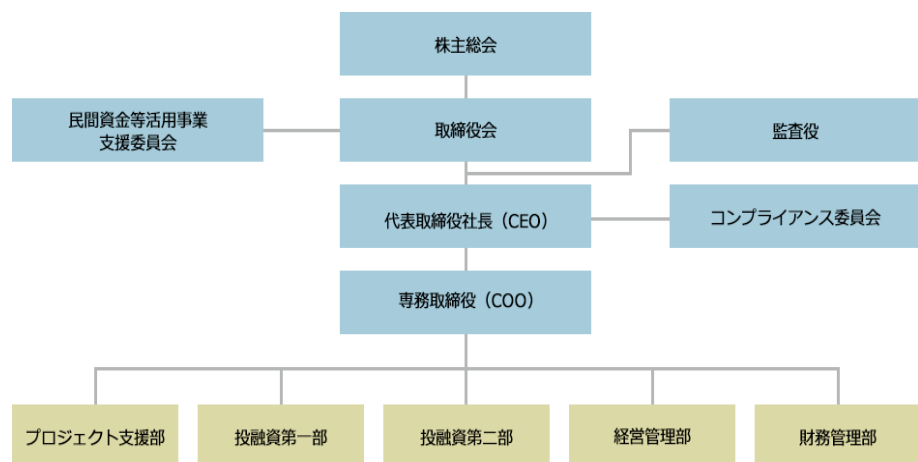


※H23国土交通省官民連携事業の推進に関する検討調査において検討された事業スキーム

# 株式会社民間資金等活用事業推進機構



商号 株式会社民間資金等活用事業推進機構  
Private Finance Initiative Promotion Corporation of Japan  
所在地 東京都千代田区大手町一丁目6番1号大手町ビル8階  
設立 平成25年(2013年)10月7日  
資本金 100億円(出資金額:政府100億円、民間100億円)  
代表取締役社長 渡文明  
役員数 20名(平成25年12月現在)



機構組織図(機構HPより引用)



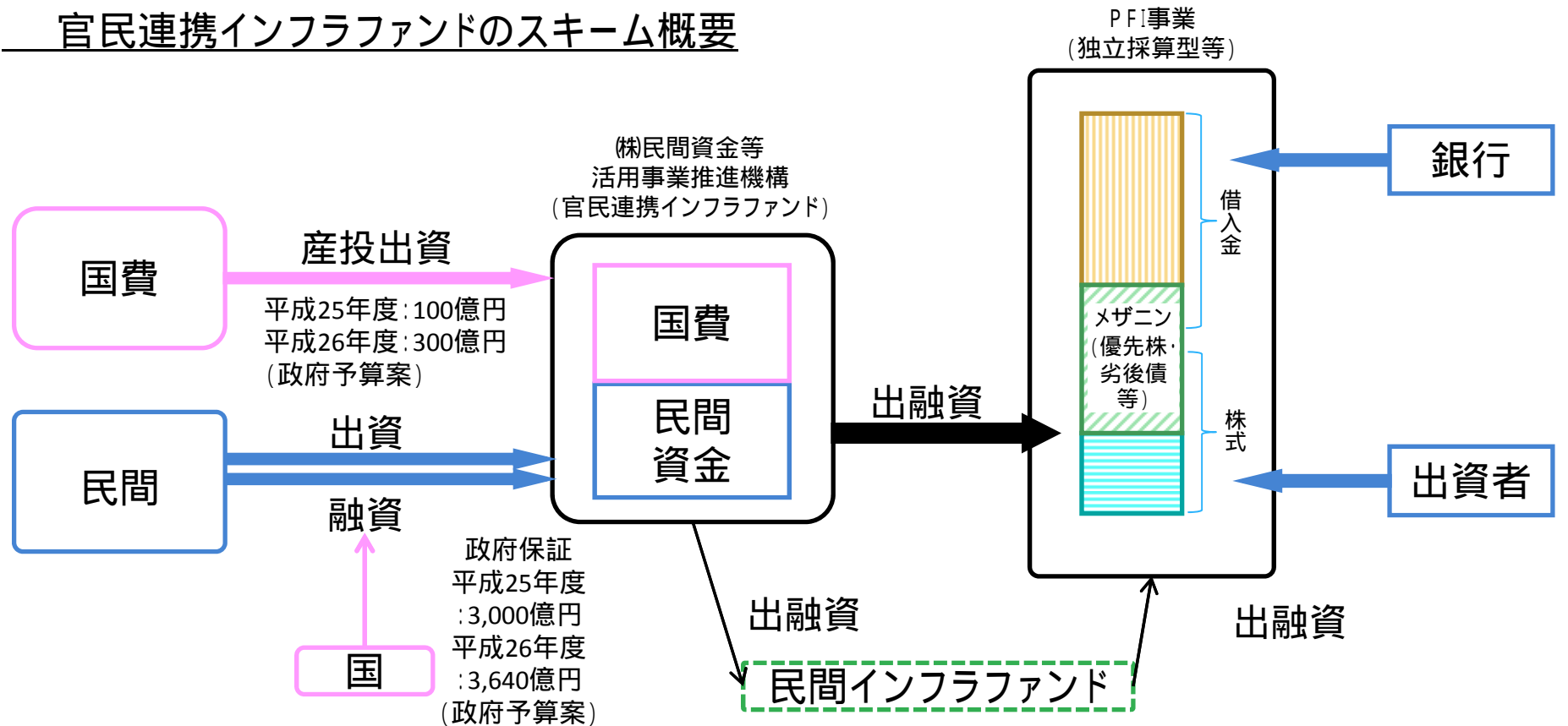
除幕式の様子(平成25年10月11日)

# 株式会社民間資金等活用事業推進機構

## 主な業務

- ・ 独立採算型等(コンセッション方式を含む)のPFI事業等に対する出融資(優先株・劣後債の取得等)。
- ・ PFI事業者等に対する専門家の派遣及び助言。

## 官民連携インフラファンドのスキーム概要



- ※ 機構への支援委員会の設置や国による監督等により、ガバナンスを確保
- ※ 機構は15年間(平成40年3月末)を目途に業務を終了

# 機構の投資基準及び官民ファンドガイドライン

## 支援基準(公布・施行：10月4日)

出融資案件を決定するに当たって機構が従うべき基準であり、内閣総理大臣が定める。  
(PFI法第53条第1項)

### 〈支援対象となる個別の事業が満たすべき基準〉

- 公共性・公益性
- 民間資金、経営能力、技術的能力の積極的活用
- 収益面における出融資適合性  
(民間金融機関等からの十分な資金供給がある、出融資を行う資金の回収の蓋然性が高い等)

### 〈出融資業務全体として機構が満たすべき事項〉

- 出融資業務全体としての長期収益性の確保
  - 運用の透明性
  - 個別出融資案件における民間金融機関等の補完
  - 責任ある出融資執行体制の整備
- 等

### 〈出融資手法に関する事項〉

- 民間金融機関等からの出融資の金額が原則として機構の出融資以上
- 等

## 官民ファンドの運営に係るガイドライン

(平成25年9月27日官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議決定)

官民ファンドが政策目的に沿って運営されるよう、官民ファンドの活動を評価、検証し、所要の措置を講じていくことを目的とした指針。機構の投資態度・決定過程やポートフォリオマネジメント、民間出資者の役割、監督官庁・出資者たる国とファンドの関係を規定。

# PFI事業に係る地方公共団体支援

## ○案件形成支援

地域にとって魅力や価値があるPFI事業の実施を検討しようとしている地方公共団体から具体的な案件を募集し、地方公共団体が行うPFI事業実施に向けた可能性調査の検討に対する支援を実施。

### PFI手法を活用した案件の支援対象(平成25年度)

1. 茨城県高萩市： 公共施設等運営権を活用した水道・工業用水道運営事業
2. 神奈川県鎌倉市： 老朽化した公共施設の更新における民間資金活用による運営再構築事業
3. 愛知県名古屋市： 資産の有効活用による収益事業等と一体となった公共施設等運営事業
4. 大阪府： PPP組織を活用した地域再生事業
5. 大阪府大阪市： 大規模地方公共団体における新たな運営形態による水道運営事業
6. 兵庫県神戸市： 複数施設包括化及び機能複合化等に基づく社会福祉施設再整備・運営事業
7. 高知県： 下水道・農業集落排水施設等における包括的管理・運営事業

# PFI事業に係る地方公共団体支援

## ○ PFI 専門家の派遣（平成23年度～）

平成23年度から、PFI実務経験者等からなるPFI専門家派遣制度を創設し、地方公共団体におけるPFI事業の活用を支援するため、PFI事業について質問・疑問のある地方公共団体に、PFIの実務に通じた、PFI専門家を派遣。

詳細につきましては、以下をご参照ください。

HP : <http://www8.cao.go.jp/pfi/hakenannai.html>

◇連絡先◇

内閣府 民間資金等活用事業推進室（PFI推進室）

TEL: 03-3581-9680 FAX: 03-3581-9682

# PFI事業に係る地方公共団体支援

PFI事業の導入に向けた参考資料として、マニュアル、先行事例集、手引きなどを提供。

詳細につきましては、以下をご参照ください。

マニュアル・先行事例集：<http://www8.cao.go.jp/pfi/practice.html>

PFI事業導入の手引き：<http://www8.cao.go.jp/pfi/tebiki/index.html>

地方公共団体向けデータベース：<http://www8.cao.go.jp/pfi/database.html>

# 情報提供

**PFIに関する様々な情報が、入手できます。ご参照ください。**

- 内閣府 <http://www8.cao.go.jp/pfi/>
- ・PFI法・基本方針・各種ガイドライン
- ・民間資金等活用事業推進委員会、支援措置 等
- PFI推進委員会 <http://www8.cao.go.jp/pfi/iinkai.html>
- ・事業情報(全国のPFI事業の公表資料)等
- 国土交通省 <http://www.mlit.go.jp/>
- (トップページ>組織別情報「総合政策」>PFI)
- ・国土交通省におけるPFI推進の基本的な方針
- ・国土交通省相談窓口、補助金の適用に関する国土交通省基本方針 等
- 文部科学省 <http://www.mext.go.jp/>
- (トップページ>生涯学習・学校教育>文教施設施策>公立学校の施設整備)
- ・複合化公立学校施設PFI事業のための手引書
- ・公立学校施設整備におけるPFI活用の在り方について 等
- (財)地域総合整備財団 ふるさと財団 <http://www.furusato-zaidan.or.jp/>
- ・PFIアドバイザー派遣情報、研修、講座、意見交換会の開催情報 等
- 自治体PFI推進センター <http://www.pficenter.jp/>
- ・PFI推進事業の案内、PFIプロジェクト事例紹介・用語集・国内PFI事業検索
- ・PFI支援制度、自治体方針・基本方針 等
- 日本PFI・PPP協会
- ・セミナーの開催、事例紹介、書籍情報 等
- PFIインフォメーション
- ・事業情報(全国のPFI事業の公表資料)、国・地方公共団体の動向(トピックス)・事業応募者情報
- ・アドバイザー情報(受注情報)・実践施設(公共サービスが開始されている事業情報)・セミナー情報
- ・提言・報告書・書籍紹介・販売 等



## 問い合わせ先

ご質問等がございましたら、内閣府PFI室までお問い合わせください。

電話 : 03-3581-9680

HP : 下記アドレスから送信いただけます。

<https://www8.cao.go.jp/pfi/opinion.html>

PFI法改正の条文、ガイドライン等は、内閣府PFI室HPからご覧になれます。

<http://www8.cao.go.jp/pfi/index.html>